

平成25年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成26年3月17日(月)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所 B会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 守屋 和徳 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、教育施設課、下水道整備課、道路整備課
傍聴者	なし

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成25年度第3・4四半期の発注について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：一年通しての発注に対して、今回の抽出対象はどの程度の割合になるか。発注が時期によって偏ってしまうことはないか。

事務局：年間発注予定は概ね均等になるよう業務担当課とも調整しているので、目立って偏るということはない。今回は3, 4四半期をまとめているが、全体から見れば約3分の1程度の件数となっている。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた本間委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 岡崎枝線(汚水)築造工事その6.4

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：入札金額に対する調査は行われているか。

事務局：設計金額500万円以上の工事・修繕については入札参加者全者から入札金額内訳書を提出してもらっている。

委員：提出された内訳書に業者ごとの特徴は出てこないものか。

事務局：提出された内訳書を見ても、今回の案件については特段の差異は見受けられなかった。

委員：設計金額と予定価格は同額だが、設計価格の算出において歩切のようなことはあるのか。

事務局：本市発注において歩切は一切行っておりません。

委員：これは古い污水管を新しくするものか、新設されたものか。

事務局：新設工事となっている。

委員：21者参加可能とされていた案件で5者しかエントリーが無かったことについて、発注者側はどのように捉えているか。

事務局：地下水が多い山谷地域で、落札した場合に他の同種工事と比べて手間が多くなるという見方はできる。また11月終わりの入札であるので、既に手持ち工事で手が埋まっていたことも要因として考えられる。

委員：発注を早くした場合、参加者はもう少し見込めたということか。

事務局：その可能性もあるかもしれないが、年間発注予定は限られた人員の中でやりくりしているため現実的ではない。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室してください。

(2) 道路補修工事その19（東海道本通り線）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から委託の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：最低制限価格に並んだ時に、ただ抽選で落札者を選ぶのではなく、例えばより工期を短縮できる提案を持つ業者を選ぶなどの方策はとれないものか。

事務局：工期短縮について言えば、1日の業務量は歩掛上定められており、超えることはできないため工夫の余地が無い。

委員：最低制限価格が形骸化してしまっているのではないか。

事務局：公正性という面からみれば、最低制限価格の算出式を公表し、（特に土木工事に関しては）歩掛においてブラックボックスも無い中で行われている本市の入札は透明性を確保しているといえる。別の見方をすれば確かにそれによって抽選による落札決定が多くなってしまっているが、これを阻止するには「歩切りをする」、「最低制限価格算出式に係数をかける」という手段が必要となる。しかし、それは情報漏えいの材料を作ってしまうことでもあり、公正性においては今より劣るため、現在平塚市ではより透明性・公正性に重きをおいているところである。

委員：最低制限価格の落札となっているが、業者にとってこの工事はそれでも落札するメリットはあ

ったものか。

事務局：32者参加できるところ、27者が手を挙げてきていることから人気のある案件であったことがうかがえる。ほ装工事はこの傾向が特に強い。

委員：入札参加条件に同日発注の近接工事との同時受注制限があるようだが、どのように取り扱うのか。

事務局：開札は案件番号順に行われるので、番号の若い順に落札決定をしていくことになっている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) 日向岡トンネル監視システム修繕

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：落札者は県内本店・市内受任者という範囲の中で、どの地域に属する業者か。

事務局：市内本店の業者となる。

委員：この業務を落札した業者は、監視業務も今後委託されるのか。

事務局：本案件はあくまでハード面の修繕業務のみを契約しているため、今後の委託契約などは別発注となる。

委員：157者も参加可能業者があったのに、3者しか参加してこないというのは想定外か。

事務局：市内業者だけでは一般競争入札に付する基準の業者数に満たないため、やむなく県内にまで募集範囲を広げた結果157者となっているだけで、同レベルの参加者数となることは元から想定していない。

委員：同様の修繕を必要とするトンネルはまだあるのか。

事務局：本市においてはこの日向岡トンネルのみが当面の修繕対象となっている。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

(4) 博物館屋上防水修繕

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の採用理由・見積依頼業者選定理由を説明】

委員：こういった不落随契は前例があるのか。

事務局：過去にも不落随契は行われている。今年は特に民間需要が大きくなったこともあり、不調・不落は多く見受けられた。今後も東京オリンピック等の要因があるので、この傾向は全国的に続くと思われる。

委員長：他に質問がなければ、その他に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・次年度以降の不調・不落に対する対応策について→入札参加条件の「3者要件」の規制緩和
- ・次回抽出委員の選定
- ・次回定例会議の日程調整

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時00分閉会)